

令和    年    月    日議決・専決

令和   7 年   4 月   1 日施行

令和   7 年   3 月 3 1 日公布

令和    年    月    日適用

佐用町告示第        号

令和 7 年佐用町要綱第 2 0 号

佐用町家族介護用品支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町家族介護用品支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和   7 年   3 月 3 1 日

佐用町長    庵   途   典   章

佐用町家族介護用品支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町家族介護用品支給事業実施要綱（平成17年佐用町要綱第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成9年法律第123号」を「平成9年法律第123号。以下「法」という。」に改める。

第3条中「次に掲げる全ての要件を備えている」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 在宅の高齢者で、次のいずれかに該当する者

ア 法第19条に規定する要介護4から要介護5の認定を受けた者

イ 法第19条に規定する要介護1から要介護3の認定を受けた者で、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、必要性が認められる者

ウ 法第19条に規定する要介護1から要介護3の認定を受けた者で、要介護認定における認定調査票の、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者

エ 法第19条に規定する要介護認定を受けていない者や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており、認定調査票では必要性が確認できない者（状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など）で、町職員が認定調査と同様の方法で必要性を確認した者

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に支給申請をする者に適用し、同日前に支給決定を受けた者については、なお従前の例による。